

**「松江市文書館（仮称）基本計画（案）」についての
意見募集の結果及び意見に対する市の考え方**

1. 意見募集の結果について

募集期間	令和 6 年 12 月 23 日（月）から令和 7 年 1 月 14 日（火）まで
資料公開場所	市ホームページ、本庁・支所行政資料コーナー、松江城・史料調査課
意見提出者	3 名
意見件数	12 件

2. 意見の概要と市の考え方

別紙のとおり

【別紙】松江市文書館（仮称）基本計画（案）に対するご意見と対応

項目	番号	ご意見	対応
(全体について)			
	1	12月13日付山陰中央新報紙に、「松江市が歴史公文書館設置 県内市町村初 26年度開館目指す」の記事が掲載され、感慨深く読みました。今回公開された「松江市文書館（仮称）基本計画（案）」を拝読し、文書館の基本目標、基本機能と実施事業、公文書管理体制、施設と管理体制、他機関との連携等が詳しく具体的に記されており、松江市文書館（仮称）に設置に期待が大きく膨らみました。 松江市が歴史的に出雲地域や島根県の政治、経済、文化の中心地であったことを考えれば、新たに設置される文書館は、松江市民だけではなく、松江市周囲にお住まいの皆さんにとっても大きな財産となると思います。また、公文書館が未設置であったり、地域の歴史資料（古文書等）の収集、保存、調査、研究等が進みづらい松江市周辺の自治体にとって、啓発的な役割を果たしていくものと思います。 基本計画にある文書館の設置に向け、関係の皆様の多大なご苦勞は想像もできないところですが、基本計画に沿って予定通り進むことを強く願っています。	貴重なご意見として承りました。
	2	文書館で取り扱う資料の範囲を明確にする ・「歴史公文書」と「地域の歴史資料」の二つのカテゴリーが中核となった保存・研究施設である。この二つの言葉が盛んに出てくるが、それぞれ定義づけをしておく必要がある。 ・「地域の歴史資料」、或いは「地域に残る歴史資料」という用語が頻繁に出てくるが、冒頭でこの歴史資料は、一体何が該当するのか、（古	貴重なご意見として承りました。文書館で取り扱う資料は、①歴史公文書と②地域に所在する歴史資料です。それぞれの定義として、①歴史公文書は公文書のうち歴史資料として重要なものの、②地域に所在する歴史資料は、古文

		文書等)が出てくるが、具体的に挙げておいた方がイメージしやすい。 文書館で取り扱う歴史資料の範囲を規定する必要がある。 →具体的な例示：古文書、文献、絵図、地図 ・但し、有形・無形の民俗資料は除く。文化財課で取り扱うことを明記しておく。	書、古記録、古写真、絵図・地図といった記録資料と定義します。このことを基本計画内にも注記いたします。
	3	漁協や観光協会などの資料も公文書に入るのでしょうか？例えば美保関では未調査の漁協資料がたくさんあります。散逸する前にぜひ悉皆調査を行い、アーカイブとして残してほしいと思います。	貴重なご意見として承りました。漁協（漁業協同組合）や観光協会の文書は松江市の公文書には含まれませんが、地域の産業にかかる公益的な事業を行う団体組織の文書であり、地域の歴史資料に含まれるものと考えます。散逸の恐れがある場合には、ご協力を依頼し、積極的な収集に努めたいと考えています。
2 松江市文書館（仮称）の基本理念と実施事業			
(P.8) (3) 松江市文書館（仮称）の基本機能と実施事業	4	最初の段階でも所在確認の調査が必要である ・文書館の基本機能は、収集・整理・保存・利用だが、収集以前に対象となる資料が一体どういうものか、専門性をもつ職員（アーキビストに限らない）が最初の段階で所在確認調査する必要がある。ウ）で具体的に述べられているが、調査という機能を加える必要がある。特に散逸の恐れのある歴史資料の保存に努めることが重要である。 ・概略の調査は実施されたと思われるが、昭和 25～30 年当時の松江城解体修理工事の際に須田主殿囑託が調査した記録、各郷土誌や町内物語に記述される資料や旧家・社寺の保存資料、宝物を再点検、再調	「ア）歴史公文書と地域の歴史資料（古文書等）の収集・整理・保存（P.8）」の具体的な事業内容として地域の文化財調査（古文書所在確認調査）を上げております。これは資料の収集以前の作業として、所在確認を目的とした調査です。文書館の基礎的事業として継続してまいります。

		査する必要がある。	
(P.10,13,18) (3) 松江市文書館（仮称）の基本機能と実施事業	5	デジタル化、データベースの推進 歴史資料は現物のまま保存することが原則だが、文書や写真、絵図、地図などは、可能な限りデジタル化して電子媒体に保存するなどして仮に現物が汚損、滅失した場合に備える。	貴重なご意見として承りました。 デジタル化やデータベースの構築については、P.10 に記載してありますとおり、推進してまいります。
4 松江市文書館（仮称）の施設			
(1) 文書館と文書庫施設のあり方	6	玉湯文書庫とは、既存の施設のようなが、概略の説明がほしい。	玉湯文書庫は庁舎外にある 3 か所の文書庫のうちの一つであり、既存の施設です。現在、歴史公文書の収蔵も行うべく、収蔵環境の整備を進めています。 「玉湯文書庫」とは便宜上呼んでいる名前のため、計画内では、「庁舎外文書庫」という名称に統一します。
(P.20) ※施設レイアウト（案）と各フロアのコンセプト	7	埋蔵文化財調査課が同室となることの目的など関係性をもう少し詳しく述べる。	文書館の入る建物には埋蔵文化財調査課も配置される予定です。執務室の配置については、現在 P.20 のレイアウト案を考えておりますが、来館者の利便性、事務の効率性なども踏まえながら今後の実施設計の中で検討をしてまいります。 同一の建物内に文化財の調査研究業務を担う部局を配置することにより、文化財専門職員同士の連携を図り、「縦割り」でない、横断的で効果的な文化財

			保護行政の推進、そして市民への文化財に関する効果的な情報発信に寄与したいと考えております。このことを計画内でも述べさせていただきます。
(P.21) (5) 文書庫に整備する機能	8	歴史公文書として資料受け入れの際、燻蒸など温度管理、収蔵庫内の環境の保持に配慮する。	「(5) 文書庫に整備する機能(P.21)」にもあるように、適切な保存処置と保存環境を整えます。
5 松江市文書館（仮称）の管理運営体制			
(P.22,23) (1) 管理運営体制（組織）	9	文書館の設置に際して、松江城・史料調査課の組織体制がどうなるのか分からないが、歴史館、文化財課を含めてスムーズな役割分担、機能分化が図られることを期待する。	貴重なご意見として承りました。文書館は地域の歴史についての窓口として機能し、必要に応じて担当部局へとつなぐ役割を果たします。
(P.23) (4) 運営審議機関と客員研究員制度	10	客員研究員制度の位置づけはぜひ必要である ・客員研究員制度は、松江市職員の研究者に限られることやより広範な調査、研究を進めていく上から必要である。 ・松江歴史館の開設時にも、同様の制度が必要であると提案したことがあった。 ・民間の歴史研究者の中から研究テーマに沿った人たちをまずは登録しておいて、調査が具体的になった段階で個別に委嘱する方式はどうか。	貴重なご意見として承りました。
6 松江市文書館（仮称）と他機関との連携			
(P.24) (1) 松江市における他施設との役割分担と連携	11	図書館との連携は 他施設との連携イメージ図では、松江市立図書館との連携が掲げているが、何をどう連携するのか、イメージしにくい。図書館で古書、	貴重なご意見ありがとうございます。松江市立図書館の種類別収集方針の中にも「郷土資料」がありますが、「島

		廃棄本となるものの内、文書館で引き取る必要のある歴史資料（書籍）のことか。小説の初版本は保存すべき対象であろう。	根県の歴史、風土、社会、政治、文化等に関する郷土資料は、<u>図書を中心として</u>、松江地域に関するものから、積極的に収集する。」とあるように、主として図書の収集が想定されています。こうした郷土本を含めた書籍の収集は図書館の業務と考えております。 一方で、地域の歴史に関する調べ物の場として機能し、レファレンス（調査支援）の実績が高いのも図書館の特徴といえます。また、文書館側としても、古文書調査先で郷土に関わる貴重な書籍の寄贈を申し出られることなどもあります。 こうしたことを踏まえ、文書館と図書館との間で情報の共有や役割分担がスムーズに行われることを目指します。松江市立図書館との連携内容についても計画に追記いたします。
(P.24) （１）松江市における他施設との役割分担と連携	12	伝統芸能、民俗行事の資料は動画で保存されている場合が多いが、これは指定文化財を含め文化財課の所管としたほうがよい。	貴重なご意見として承りました。